

議官 佐野常民 大給恒 博愛社設立出願の儀、下問につき意見申し上げる。

議官佐野常民、大給恒、戦地創者救済のため博愛社設立の儀出願に付、御下問の趣承知致し、願書並びに社則等を熟視、省議を遂げ候処、其の設立の法においては最も善美の儀と存じ奉り候得共（そうらえども）今般御征討の事たる内国に係り多数の死傷ありと雖も、軍事病院医官及び看病人卒等適当にこれを備え、治療一も差支えこれなく、然るに今新たに結社救済の員、戦地へ派遣するも、恐らくは實際大いに混雑を生じ申すべく。そもそも欧米各国においても他邦と戦端を開くに当っては、結社救済の例少なからずと雖も、内国の反賊を鎮撫の措置に至っては、強いて此の擧に及ぶや否やは未だ確知致し難く候得共、前条の次第に付、今度結社戦地へ派遣の儀、軍医職任上においても予め心得無く候ては、實際施行致し難く候間、御差し止相成り度く、且つ又開戦中敵の俘虜・傷者等は陣中病院の治療を施し候得共、戦後救済に至りては人民の救助にして地方に關係の事件に候得者、敢えて軍衛の論ぜざる処なれば、此の儀は其の筋に於いてご詮議之有度く存じ奉り候。将た外国医員携行の儀は今過般露国軍医戦地立越之節も、已に御差し止め之有る儀に付き、是亦差支え候儀と相考え候。尤も別紙結社の如きは其の事あるに臨み俄かに御決定之有さうろうては、その方法善良の者と雖も其の実際において整備し致し難き儀に付、是等の儀は予め其の平常に在りて深くご熟評之有候の之有候致したく、因つて此の段意見上申仕り候也。

明治十年四月十九日

陸軍卿 山形有朋代理

陸軍中将 西郷従道

右大臣 岩倉具視 殿